

## 4. 在留資格に関する申請手続き

### (1) 「留学」の在留資格について

正課生（学部生・大学院生）

みなさんは本学で勉強するために、本学が入学許可し、法務省入国管理局より「留学」在留資格が付与されました。そのため、本学は責任を持ってみなさんの在籍管理を行い、出欠状況、学業成績、住所、連絡先、資格外活動の状況等を的確に把握する必要があります。長期欠席者や学業成績の良好でない留学生に対し、連絡や指導するとともに、改善の見込みのない場合には必要な処分を行います。

処分とは「注意」・「警告」・「訓告」・「停学」・「退学」・「除籍」です。このうち懲戒処分とは「訓告」・「停学」・「退学」です。これらの懲戒処分を受けると、本学における各種経済援助（授業料減免、家賃補助等）は取り消しとなります。はじめは「注意」のような軽い処分でも、改善がみられなければより重い処分を受けることとなります。処分を受けることのないよう注意して下さい。

非正課生（研究生・科目等履修生・交換留学生）

非正課生は正課生同様に上記のことを守り、かつ、1週間につき10時間以上聴講しなければなりません。また、適正な在籍管理のため、授業出席確認簿により授業管理を行い、毎月行われる在籍確認時にこの授業出席確認簿の提出を義務付けています。

### (2) 活動機関に関する届出

本学を離脱（卒業、修了、退学、除籍）した場合、他機関へ移った場合または他機関から本学へ移った場合は、14日以内に入国管理局へ「活動機関からの離脱届・移籍届」を提出しなければなりません。

必要書類に記入し、東京入国管理局へ郵送するか、入国管理局のウェブサイトから届出を行って下さい。

この届出を怠ると、罰則の対象となり、日本への再入国時に不利益が生じることがあります。

郵送により届け出る場合

必要書類は入国管理局のウェブサイトからダウンロードすることができます。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10\\_00014.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00014.html)

【郵送先】 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

東京入国管理局在留管理情報部門

必ず在留カードのコピーを同封して下さい。



インターネットにより届け出る場合  
入国管理局のホームページにアクセス <http://www.immi-moj.go.jp/i-ens/index.html>

「入国管理局電子届出システム」

「中長期在留者はこちら」

「認証ID発行」(利用者登録)

認証IDとパスワードを入力

離脱届、移籍届を行う



### (3) 在留資格の取り消し

大学は留学生の在学、除籍、退学、所在不明について定期的に文部科学省と入国管理局に報告する義務があります。日本に滞在する留学生が、正当な理由なく留学生としての活動を継続して3か月以上行わない場合、在留資格取消の対象となります(出入国管理及び難民認定法 22 条の 4)。

また、留学生が休学した場合には、正当な理由(「経済的理由」は正当な理由にはあたりません。休学理由が正当な理由にあたるか判断がつかない場合は、学生課へご相談下さい。)がある場合を除き、すみやかに本邦より出国するか、他の在留資格へ変更する必要があります。そのまま滞在を続けた場合は不法滞在者として扱われ、強制送還の対象となる他、今後一定年数以上日本入国の許可がされなくなります。

なお、在留資格「留学」から他の在留資格へ変更した場合は、本学における留学生の身分が変更となり外国人留学生学費減免、家賃補助等経済的な支援は受けられなくなります。

在留資格「留学」が取り消しとなる場合

取り消しとなった場合は、すみやかに本邦より出国するか、他の在留資格へ変更して下さい。

休学の場合

休学の場合は、在留資格「留学」に該当する日本で教育を受ける活動を行わないこととなるため、「留学」の在留資格が失われます。

復学の際、パスポート等で休学中の滞在場所、在留資格等について確認する。違法行為等が発覚した場合、懲戒処分の対象となる。

休学にあたり半期 5 万円の在籍料に他、年度途中で休学した場合は、当該年度の施設費を全額(前+後期)支払う必要がある。

除籍・退学の場合

除籍、退学となった場合、本学の学生という身分を失うと同時に、本学における在留資格「留学」が失われます。

卒業・修了後の場合

卒業・修了月の月末をもって本学の学生という身分を失うと同時に、本学における在留資格「留学」が失われます。

#### (4) 在留管理制度

在留管理制度について

在留カードは中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間更新許可等の在留に係る許可に伴って交付されるものです。在留期間の上限が最長5年となりましたが、在留資格「留学」の場合は、修学年数により3か月～4年3か月の10通りの在留期間となります。

また、修学必要年数の在留が許可されるとは限らず、申請学生が入学(在学)する大学の適正性や、学生本人の学習(単位修得)状況等によって付与期間が決定されます。

再入国について

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が、日本出国の際、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はありません。ただし、出国後1年以内に再入国しないと在留資格が失われることとなります。また、出国後1年以内であっても、在留期間を満了した場合は再入国できませんので、注意して下さい。

#### (5) 在留期間更新

在留期間が終了すると、日本に滞在することができなくなります。したがって、継続して修学する場合は、在留期間を更新しなければなりません。入国管理局への申請は、在留期限の3か月前から期限日まで行うことができます。

更新手続きをしないまま在留期限を越えた滞在は不法滞在者とみなされ、強制送還の対象になります。長期休業中に在留期限を迎える留学生は更新し忘れることのないよう特に注意して下さい。

##### 在留期間更新に必要な書類

在留資格更新許可申請書 (申請者作成用3枚)	本人記入。撮影後3か月以内の写真要添付。 用紙は入国管理局、または法務省のホームページからダウンロードして入手。
在留資格更新許可申請書 (所属機関作成用2枚)	<u>留学生専用窓口で申請</u> <u>手数料 200円</u>

パスポート、在留カード	入国管理局への書類提出時に提示。
<b>在学証明書、成績証明書（最新）</b> 研究生の場合：研究内容が書かれた証明書 科目等履修生の場合聴講科目及び時間数が書かれた証明書	<b>留学生専用窓口で申請</b> <b>手数料 各 200 円</b> 研究内容が書かれた証明書、聴講科目及び時間数が書かれた証明書は教務課で申請
経費支弁能力を証する文書	・預金残高証明書（銀行で申請） ・奨学金受給証明書 ・仕送りの入金等、毎月の収支がわかる銀行等の預金通帳コピー等
その他文書	新入生の場合は、本学入学直前の所属機関の卒業証明書、出席証明書、成績証明書

詳細は入国管理局で必ず確認して下さい。

### 「在留期間更新許可申請書『所属機関等作成』」の申し込み方法

学生課で「留学生用 各種証明書申込用紙」を受け取り、該当する項目を記入

証紙貼付け欄に該当する証紙を購入し申込用紙に貼付

申込目的別に添付書類を揃ったうえ、申込用紙と一緒に学生課職員に直接提出

申請日から 1 週間後を目安に学生課へ学生証持参で取りに来てください。

#### 【注意事項】

- ✓ 記入されていない場合発行できません。
- ✓ 上記以外の方法での申込みは受付しません
- ✓ 発行までに 1 週間程度を要します。

## (6) 資格外活動(アルバイト)

留学生の皆さんの日本での活動目的は、学習や研究であり、在留資格は「留学」です。在留資格「留学」では、アルバイトはできませんが、資格外活動の申請を行うことにより、諸条件のもと許可されます。この申請は各自以下の「必要書類」を準備し、入国管理局で行います。

また、在留期間更新許可申請、または在留資格変更許可申請と同時に資格外活動許可申請を行うことが可能です。

なお、アルバイトについて年度初め、または変更時に、「資格外活動届」を大学に提出する必要があります。資格外活動を行っていない留学生に対しては、留学費用(学費、生活費)の根拠について確認します。

### 必要書類

- ・ 資格外活動許可申請書(用紙は入国管理局、または法務省のホームページからダウンロードして入手)
- ・ 在留カード
- ・ パスポート

### 注意事項

アルバイトの許可労働時間数は1週間に28時間までです。大学の長期休業中(夏期、冬期、春期)は1日に8時間まで行うことが可能ですが、1週間に28時間は超えないよう調整して下さい。

風俗営業に係るアルバイトは禁止されています。万が一、そのようなアルバイトを行うと「資格外活動違反」で入国管理局や警察に罰せられます。本学が資格外活動違反や、その疑いがあると認めた場合も学則に従い処分を行います。また、処分を受けた場合は、授業料減免を取り消し、授業料は全額納付することになります。

休学中にはアルバイトをすることはできません。

「家族滞在」の配偶者がアルバイトをする場合にも、資格外活動許可を申請し、許可を受ける必要があります。

### 【資格外活動違反の例】

入管法で禁止している風俗営業関係のアルバイトに対して、大学は厳しい方針で望みます。以下のような行為は全て違反です。

- 1) 風俗営業店での接客(ホステス、ホスト等)。
- 2) 客に声をかけて風俗店につれていく客引き(キャッチ)。
- 3) 風俗営業関係のピラやティッシュの配布。
- 4) 風俗営業店での調理・調理補助・ホール担当・清掃等含めた全ての仕事。

以前、アルバイト先が風俗営業店とは知らずに働いていたところ、資格外活動違反で逮捕された学生がいます。必ず風俗営業かどうかを確認してからアルバイトをしましょう。

## (7) マイナンバーについて

日本では、2015年10月より「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」が始まり、日本に住む留学生の皆さんにも個人番号が通知されます。

住民登録のある市役所や区役所からマイナンバーが書かれた「通知カード」が送られてきますので、受け取ったら以下の点に注意して下さい。

- ・ 捨てたり破ったりせず、大切に保管すること。
- ・ 不正に利用されないため、他人に見せたり、貸したりしないこと。
- ・ ただし、アルバイト先等で求められた場合は、番号を知らせること。

「個人番号カード」がもらえます。「個人番号カード」をもらうためには「通知カード」と一緒に届く申込書に必要なことを書いて送り返して下さい。

- ・ 「個人番号カード」にはマイナンバーが書いてあり、身分証明書にもなります。
- ・ 市町村によっては、コンビニで住民票をもらうこともできるなど、とても便利です。

詳しいことについては、下記ウェブサイトを確認して下さい。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

